

多津美中学校区 青少年を育てる会 天城小支部規約

(目的)

第1条 本会は多津美中学校区青少年を育てる会の支部として、岡山県青少年健全育成条例、並びに倉敷市青少年健全育成都市宣言の趣旨にのっとり、学区総ぐるみにより家庭・社会環境を良くする活動を展開し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(活動)

第2条 本会は次の活動を行う。

- 1 明るい家庭環境づくり運動
- 2 社会環境の浄化運動
- 3 青少年の補導活動
- 4 青少年のグループ活動の育成指導
- 5 学区住民への啓発活動
- 6 学区組織の強化運動
- 7 その他青少年に関する活動

(組織の運営)

第3条 本会は天城小学校区の全世帯をもって組織し、会員中より選出された推進委員が運営にあたる。

(委員の任期)

第4条 推進委員の任期は、原則として2年とし再任されることができる。ただし補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部長・副支部長・相談役・顧問)

第5条 本会に支部長及び副支部長を置き、推進委員のうちから互選により選出する。この会に相談役及び顧問を置くことができる。相談役及び顧問は支部長がこれを委嘱する。

(会議)

第6条 会議は、総会・推進委員会・部会・役員会とし、出席人数の過半数をもって決議する。会議の招集は支部長が行う。

(総会)

第7条 総会は年1回とし、推進委員会をもって代えることができるものとし、次の事項を審議する。

- 1 予算・決算に関する事
- 2 規約の制定と改廃に関する事
- 3 事業計画に関する事
- 4 その他重要事項に関する事

(部 会)

第8条 本会に次の部を置く。

- 1 青少年育成部
- 2 家庭教育部
- 3 環境浄化部

・部は推進委員をもって構成し、それぞれの部に属する委員は、支部長が指名する。

・部に部長及び専門委員を置く。

・部長に事故のある時は、部長が属する委員のうちからあらかじめ指名した者が代行する。

(会 計)

第9条 本会に庶務会計を置き庶務経理を行う。庶務会計は支部長が委嘱する。

(監 査)

第10条 本会に監査2人を置き経理を監査する。監査は支部長が指名する。

(役員会)

第11条 役員会は正副支部長・各部長・各専門委員・庶務会計・相談役・顧問・監査をもって構成し、必要に応じて支部長が招集する。

(運営費)

第12条 本会の運営費は補助金・寄付金・その他をもってあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、倉敷市立天城小学校に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めない事項についての必要なことは、支部長が別に定める。

附則

本規約は、昭和57年2月7日より実施する。

本規約は、平成21年6月7日一部改正、実施する。

本規約は、平成23年5月15日一部改正、実施する。